

倫 理 規 程

マンション管理士は、業務遂行に当たり、高度な専門知識と豊富な経験が必要であり、それとともに高い倫理性が求められる。故に、下記の通り倫理規程を定める。

(信義誠実遵守義務)

第1条 会員は、マンション管理士の業務を行うに当たり、信義を重んじ誠実を旨として業務を遂行する。

(真実告知)

第2条 会員は、管理組合等に対し故意に事実を告げず、又は不実を告げる行為をしてはならない。

(法令遵守)

第3条 会員は関係法令を遵守し、資格・許可が必要な場合は、その資格・許可を得ることなく、これらの行為をしてはならない。

(公正助言)

第4条 会員は、管理組合等に対して、公正な助言、指導、援助を行わなければならない。

(背任行為禁止)

第5条 会員は、マンション管理組合等の利益に反した行為により、自己又は第三者の利益を図り、その任務・職務に背く行為をしてはならない。

(守秘義務)

第6条 会員は、法律上の正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしはならない。マンション管理士又は本会の会員でなくなった後においても、同様とする。

(信用保持義務)

第7条 会員は、マンション管理士としての信用を高めるよう努めると共に、マンション管理士としての信用を傷つけ又は本会の信用を失墜させるような行為をしてはならない。

(自己啓発)

第8条 会員は、マンション管理組合等の相談に応じて、適切な助言、指導、援助を行う上で必要とする専門的知識・能力の向上に資するため、常に研鑽に努めなければならない。

(日管連倫理規程の準拠)

第9条 会員は、当法人の定款及び倫理規程はもとより、適正化法等関連法令並びに日管連の定款、倫理規程及び規則等を遵守しなければならない。

一般社団法人 鹿児島県マンション管理士会
代表理事 鶴丸博之